

## 香川県条例第30号

### 香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等) 第52条の7 略	(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等) 第52条の7 略  <u>(市街地再開発組合の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)</u> <u>第52条の8 法第73条の27の4第1項の規定による不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、敷地の取得にあってはその取得の日から3年以内、施設建築物の取得にあってはその取得の日から6月以内に当該組合の組合員（参加組合員を除く。以下この条、次条及び第52条の10において同じ。）に当該不動産を譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。</u> <u>(1) 組合の所在及び名称</u> <u>(2) 敷地にあっては、その所在、地番、地目及び地積</u> <u>(3) 施設建築物にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> <u>(4) 敷地又は施設建築物の取得年月日</u> <u>(5) 敷地又は施設建築物の組合員に対する譲渡年月日</u>  <u>(市街地再開発組合の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)</u> <u>第52条の9 法第73条の27の4第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、敷地の取得にあってはその取得の日から3年以内、施設建築物の取得にあってはその取得の日から6月以内に当該組合の組合員に当該不動産を譲渡することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。</u>
	1

- (1) 組合の所在及び名称
- (2) 敷地にあっては、その所在、地番、地目及び地積
- (3) 施設建築物にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (4) 敷地又は施設建築物の取得年月日
- (5) 敷地又は施設建築物の組合員に対する譲渡予定年月日

2 第51条の規定は、法第73条の27の4第2項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(市街地再開発組合の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)  
第52条の10 法第73条の27の4第2項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、敷地の取得にあってはその取得の日から3年以内、施設建築物の取得にあってはその取得の日から6月以内に当該組合の組合員に当該不動産を譲渡したことと証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 組合の所在及び名称
- (2) 敷地にあっては、その所在、地番、地目及び地積
- (3) 施設建築物にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (4) 敷地又は施設建築物の取得年月日
- (5) 敷地又は施設建築物の組合員に対する譲渡年月日
- (6) 還付を受けるべき金額

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の4第2項の規定による還付をする場合について準用する。

(再開発会社の第一種市街地再開発事業の施行に伴う不動産の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)  
第52条の10の2 法第73条の27の4第3項の規定による不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、敷地の取得にあってはその取得の日から3年以内、施設建築物の取得にあってはその取得の日から6月以内に当該敷地又は施設建築物の都市再開発法（昭和44年法律第38号）第73条第1項第2号に規定する者（以下この条、次条及び第52条の10の4において「権利者」という。）に当該不動産を譲渡したことと証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 再開発会社の住所及び名称

- (2) 敷地にあっては、その所在、地番、地目及び地積
- (3) 施設建築物にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (4) 敷地又は施設建築物の取得年月日
- (5) 敷地又は施設建築物の権利者に対する譲渡年月日

(再開発会社の第一種市街地再開発事業の施行に伴う不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の10の3 法第73条の27の4第4項に規定する同条第3項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、敷地の取得にあってはその取得の日から3年以内、施設建築物の取得にあってはその取得の日から6月以内に権利者に当該不動産を譲渡することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

- (1) 再開発会社の住所及び名称
- (2) 敷地にあっては、その所在、地番、地目及び地積
- (3) 施設建築物にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (4) 敷地又は施設建築物の取得年月日
- (5) 敷地又は施設建築物の権利者に対する譲渡予定年月日

2 第51条の規定は、法第73条の27の4第4項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(再開発会社の第一種市街地再開発事業の施行に伴う不動産の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の10の4 法第73条の27の4第4項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、敷地の取得にあってはその取得の日から3年以内、施設建築物の取得にあってはその取得の日から6月以内に権利者に当該不動産を譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 再開発会社の住所及び名称
- (2) 敷地にあっては、その所在、地番、地目及び地積
- (3) 施設建築物にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (4) 敷地又は施設建築物の取得年月日

(5) 敷地又は施設建築物の権利者に対する譲渡年月日

(6) 還付を受けるべき金額

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の4第4項の規定による還付をする場合について準用する。

(再開発会社の第二種市街地再開発事業の施行に伴う不動産の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)

第52条の10の5 法第73条の27の4第5項の規定による不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、建築工事の完了の公告の日から6月以内に都市再開発法第118条の7第1項第2号に規定する者（以下この条、次条及び第52条の10の7において「譲渡希望者」という。）に当該不動産を譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 再開発会社の住所及び名称

(2) 敷地にあっては、その所在、地番、地目及び地積

(3) 施設建築物にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(4) 敷地又は施設建築物の取得年月日

(5) 建築工事の完了の公告年月日

(6) 敷地又は施設建築物の譲渡希望者に対する譲渡年月日

(再開発会社の第二種市街地再開発事業の施行に伴う不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の10の6 法第73条の27の4第6項に規定する同条第5項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、建築工事の完了の公告の日から6月以内に譲渡希望者に当該不動産を譲渡することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

(1) 再開発会社の住所及び名称

(2) 敷地にあっては、その所在、地番、地目及び地積

(3) 施設建築物にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(4) 敷地又は施設建築物の取得年月日

(5) 建築工事の完了の公告年月日又は公告予定年月日

(6) 敷地又は施設建築物の譲渡希望者に対する譲渡予定年月日

2 第51条の規定は、法第73条の27の4第6項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(再開発会社の第二種市街地再開発事業の施行に伴う不動産の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の10の7 法第73条の27の4第6項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、建築工事の完了の公告の日から6月以内に譲渡希望者に当該不動産を譲渡したこととを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 再開発会社の住所及び名称

(2) 敷地にあっては、その所在、地番、地目及び地積

(3) 施設建築物にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(4) 敷地又は施設建築物の取得年月日

(5) 建築工事の完了の公告年月日

(6) 敷地又は施設建築物の譲渡希望者に対する譲渡年月日

(7) 還付を受けるべき金額

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の4第6項の規定による還付をする場合について準用する。

(再開発会社の第二種市街地再開発事業の施行に伴う建築施設の部分等の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)

第52条の8 法第73条の27の4第1項の規定による不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、建築施設の部分の取得にあっては建築工事の完了の公告の日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したことを、公共施設の用に供する不動産の取得にあっては公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 譲受け予定者又は国若しくは地方公共団体の取得年月日

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

(再開発会社の第二種市街地再開発事業の施行に伴う建築施設の部分等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の9 法第73条の27の4第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、建築施設の部分の取得にあっては建築工事の完了の公告の日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得することを、公共施設の用に供する不動産の取得にあっては公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 譲受け予定者又は国若しくは地方公共団体の取得予定年月日

2 第51条の規定は、法第73条の27の4第2項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の10 法第73条の27の4第2項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、建築施設の部分の取得にあっては建築工事の完了の公告の日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したことを、公共施設の用に供する不動産の取得にあっては公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 譲受け予定者又は国若しくは地方公共団体の取得年月日

(9) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の4第2項の規定による還付をする場合について準用する。

第52条の10の9 法第73条の27の4第8項に規定する同条第7項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、建築施設の部分の取得にあっては建築工事の完了の公告の日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得することを、公共施設の用に供する不動産の取得にあっては公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国、地方公共団体等が当該不動産を取得することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 譲受け予定者又は国、地方公共団体等の取得予定年月日

2 第51条の規定は、法第73条の27の4第8項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(再開発会社の第二種市街地再開発事業の施行に伴う建築施設の部分等の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の10の10 法第73条の27の4第8項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、建築施設の部分の取得にあっては建築工事の完了の公告の日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したことを、公共施設の用に供する不動産の取得にあっては公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国、地方公共団体等が当該不動産を取得したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 譲受け予定者又は国、地方公共団体等の取得年月日

(9) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の4第8項の規定による還付をする場合について準用する。

(防災街区整備事業の施行に伴う不動産の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)

第52条の10の11 法第73条の27の4第11項の規定による不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあってはその取得の日から3年以内、防災施設建築物の取得にあってはその取得の日から6月以内に、防災街区整備事業組合にあっては密集市街地における防災街区の整備の促進に

関する法律（平成9年法律第49号）第144条第1項に規定する組合員（同法第145条に規定する参加組合員を除く。以下この条、次条及び第52条の10の13において「組合員」という。）に、事業会社にあっては同法第205条第1項第2号又は第7号に規定する者（以下この条、次条及び第52条の10の13において「権利者」という。）に当該不動産を譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 防災街区整備事業組合又は事業会社の住所及び名称
- (2) 防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地にあっては、その所在、地番、地目及び地積
- (3) 防災施設建築物にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (4) 防災施設建築敷地、個別利用区内の宅地又は防災施設建築物の取得年月日
- (5) 防災施設建築敷地、個別利用区内の宅地又は防災施設建築物の防災街区整備事業組合にあっては組合員に、事業会社にあっては権利者に対する譲渡年月日

（防災街区整備事業の施行に伴う不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等）

第52条の10の12 法第73条の27の4第12項に規定する同条第11項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあってはその取得の日から3年以内、防災施設建築物の取得にあってはその取得の日から6月以内に、防災街区整備事業組合にあっては組合員に、事業会社にあっては権利者に当該不動産を譲渡することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

- (1) 防災街区整備事業組合又は事業会社の住所及び名称
- (2) 防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地にあっては、その所在、地番、地目及び地積
- (3) 防災施設建築物にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (4) 防災施設建築敷地、個別利用区内の宅地又は防災施設建築物の取得年月日
- (5) 防災施設建築敷地、個別利用区内の宅地又は防災施設建築物の防災

街区整備事業組合にあっては組合員に、事業会社にあっては権利者に対する譲渡予定年月日

2 第51条の規定は、法第73条の27の4第12項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(防災街区整備事業の施行に伴う不動産の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の10の13 法第73条の27の4第12項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあってはその取得の日から3年以内、防災施設建築物の取得にあってはその取得の日から6月以内に、防災街区整備事業組合にあっては組合員に、事業会社にあっては権利者に当該不動産を譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 防災街区整備事業組合又は事業会社の住所及び名称
- (2) 防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地にあっては、その所在、地番、地目及び地積
- (3) 防災施設建築物にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (4) 防災施設建築敷地、個別利用区内の宅地又は防災施設建築物の取得年月日
- (5) 防災施設建築敷地、個別利用区内の宅地又は防災施設建築物の防災街区整備事業組合にあっては組合員に、事業会社にあっては権利者に対する譲渡年月日
- (6) 還付を受けるべき金額

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の4第12項の規定による還付をする場合について準用する。

(事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)

第52条の11 法第73条の27の5第1項の規定による不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該不動産をその取得の日から5年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所属員に譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業協同組合等の所在及び名称

- (2) 土地にあっては、その所在、地番、地目及び地積
- (3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (4) 不動産の取得年月日
- (5) 不動産の組合員又は所属員に対する譲渡年月日

(事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)  
第52条の12 法第73条の27の5第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産をその取得の日から5年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所属員に譲渡することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

- (1) 事業協同組合等の所在及び名称
- (2) 土地にあっては、その所在、地番、地目及び地積
- (3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (4) 不動産の取得年月日
- (5) 不動産の組合員又は所属員に対する譲渡予定年月日

2 第51条の規定は、法第73条の27の5第3項の規定による徴収猶予の取消について準用する。

(事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)  
第52条の13 法第73条の27の5第3項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該不動産をその取得の日から5年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所属員に譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業協同組合等の所在及び名称
- (2) 土地にあっては、その所在、地番、地目及び地積
- (3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (4) 不動産の取得年月日
- (5) 不動産の組合員又は所属員に対する譲渡年月日
- (6) 還付を受けるべき金額

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の5第3項の規定による還付をする場合について準用する。

(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)

第52条の11 法第73条の27の5第1項の規定による不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に規定する1年を経過する日まで）に当該農地売買等事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第2項第3号に掲げる事業の実施により現物出資したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の12 法第73条の27の5第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に規定する1年を経過する日まで）に当該農地売買等事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業の実施により現物出資することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 第51条の規定は、法第73条の27の5第3項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の13 法第73条の27の5第3項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同条第1項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に規定する1年を経過する日まで）に当該農地売買等事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業

(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)

第52条の13の2 法第73条の27の6第1項の規定による不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に規定する1年を経過する日まで）に当該農地売買等事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第2項第3号に掲げる事業の実施により現物出資したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の13の3 法第73条の27の6第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地をその取得した日から5年以内に当該農地売買等事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業の実施により現物出資することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 第51条の規定は、法第73条の27の6第2項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の13の4 法第73条の27の6第2項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に規定する1年を経過する日まで）に当該農地売買等事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業

業の実施により現物出資したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の5第3項の規定による還付をする場合について準用する。

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)

第52条の14 法第73条の27の6第1項の規定による不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 土地改良区の所在及び名称

(2)～(4) 略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の15 法第73条の27の6第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該換地をその取得した日から2年以内に譲渡することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該換地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

(1) 土地改良区の所在及び名称

(2)～(4) 略

2 第51条の規定は、法第73条の27の6第2項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の16 法第73条の27の6第2項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該換地をその取得した日から2年以内に譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 土地改良区の所在及び名称

(2)～(5) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の6第2項の規定による還付をする場合について準用する。

の実施により現物出資したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の6第2項の規定による還付をする場合について準用する。

(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)

第52条の14 法第73条の27の7第1項又は第2項の規定による不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 土地改良区等の所在及び名称

(2)～(4) 略

(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の14の2 法第73条の27の7第3項に規定する同条第1項又は第2項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該換地をその取得した日から2年以内に譲渡することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該換地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

(1) 土地改良区等の所在及び名称

(2)～(4) 略

2 第51条の規定は、法第73条の27の7第3項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の14の3 法第73条の27の7第3項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該換地をその取得した日から2年以内に譲渡したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 土地改良区等の所在及び名称

(2)～(5) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の7第3項の規定による還付をする場合について準用する。

(外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産の取得に対して課する不動産  
取得税の免除の申請)

第52条の14の4 法第73条の27の8第1項の規定による不動産取得税の免除  
を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、土地の取得  
にあっては当該取得の日から5年以内に当該土地を外国人留学生の寄宿舎  
の用に供したことを、家屋の取得にあっては当該取得の日から引き続き3  
年以上当該家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供したことを証明するに足  
る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、知事に提  
出しなければならない。

- (1) 法人の所在及び名称
- (2) 土地にあっては、その所在、地番、地目及び地積
- (3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、構造及び床面積
- (4) 土地又は家屋の取得年月日
- (5) 土地又は家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供した年月日

(外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産の取得に対して課する不動産  
取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の14の5 法第73条の27の8第2項に規定する同条第1項の規定の適  
用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、土地の取  
得にあっては当該取得の日から5年以内に当該土地を外国人留学生の寄宿  
舎の用に供することを、家屋の取得にあっては当該取得の日から引き続き  
3年以上当該家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供することを証明するに足  
る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、第47条  
第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを  
知事に提出してしなければならない。

- (1) 法人の所在及び名称
- (2) 土地にあっては、その所在、地番、地目及び地積
- (3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、構造及び床面積
- (4) 土地又は家屋の取得年月日
- (5) 土地若しくは家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供する予定年月日  
又は家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供した年月日

2 第51条の規定は、法第73条の27の8第2項の規定による徴収猶予の取消  
しについて準用する。

(外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産の取得に対して課する不動産  
取得税の還付の申請等)

第52条の14の6 法第73条の27の8第2項の規定により不動産取得税に係る  
徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、土  
地の取得にあってはその取得の日から5年以内に当該土地を外国人留学生  
の寄宿舎の用に供したことを、家屋の取得にあってはその取得の日から引  
き続き3年以上当該家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供したことを証明  
するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、  
知事に提出しなければならない。

- (1) 法人の所在及び名称
- (2) 土地にあっては、その所在、地番、地目及び地積
- (3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、構造及び床面積
- (4) 土地又は家屋の取得年月日
- (5) 土地又は家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供した年月日
- (6) 還付を受けるべき金額

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の8第2項の規定による還付  
をする場合について準用する。

(農業生産法人の土地の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)

第52条の15 法第73条の27の9第1項の規定による不動産取得税の免除を受  
けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地をその  
取得した日から5年以内に農業の用に供したことを証明するに足る書類を  
添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 法人の所在及び名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地の取得年月日
- (4) 土地を農業の用に供した年月日

(農業生産法人の土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申  
告等)

第52条の16 法第73条の27の9第2項に規定する同条第1項の規定の適用が  
あるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地をそ  
の取得した日から5年以内に農業の用に供することを証明するに足る書類  
を添付して、第47条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する  
際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

- (1) 法人の所在及び名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地の取得年月日
- (4) 土地を農業の用に供する予定年月日

2 第51条の規定は、法第73条の27の9第2項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(農業生産法人の土地の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)  
第52条の17 法第73条の27の9第2項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地をその取得した日から5年以内に農業の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 法人の所在及び名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地の取得年月日
- (4) 土地を農業の用に供した年月日
- (5) 還付を受けるべき金額

2 第48条の2第2項の規定は、法第73条の27の9第2項の規定による還付をする場合について準用する。

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請)

第52条の17 法附則第11条の4第1項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金又は地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第3条の2の19に規定する助成金（次条及び第52条の19において「助成金」と総称する。）の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の18 法附則第11条の4第2項に規定する同条第1項の規定の適用が

(1)～(3) 略

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の19 法附則第11条の4第2項に規定する同条第1項の規定の適用が

るべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該施設が助成金の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設を取得した日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該施設の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の19 法附則第11条の4第2項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該施設が助成金の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

るべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設を取得した日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該施設の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の20 法附則第11条の4第2項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(入会林野等の整備により取得する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請)

第52条の21 法附則第11条の4第3項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地の取得の日から引き続き3年以上当該土地について当該入会林野整備計画又は旧慣使用林野整備計画に適合する利用をしたことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 納稅者の住所及び氏名

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 土地の取得年月日

(入会林野等の整備により取得する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の22 法附則第11条の4第4項に規定する同条第3項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地の取

得の日から引き続き3年以上当該土地について当該入会林野整備計画又は旧慣使用林野整備計画に適合する利用をすることを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際併せてこれを知事に提出しなければならない。

- (1) 納税者の住所及び氏名
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地の取得年月日

2 第51条の規定は、法附則第11条の4第4項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(入会林野等の整備により取得する土地の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の23 法附則第11条の4第4項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地の取得の日から引き続き3年以上当該土地について当該入会林野整備計画又は旧慣使用林野整備計画に適合する利用をしたことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地の取得年月日
- (4) 還付を受けるべき金額

2 第48条の2第2項の規定は、法附則第11条の4第4項の規定による還付をする場合について準用する。

(産業活力の再生等に係る認定計画により取得する不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請)

第52条の24 法附則第11条の4第5項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画（以下この条から第52条の22までにおいて「認定計画」という。）に係る事業の用に供したことを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

（産業活力の再生等に係る認定計画により取得する不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請）

第52条の20 法附則第11条の4第3項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画（以下この条から第52条の22までにおいて「認定計画」という。）に係る事業の用に供したことを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(1)～(5) 略

(産業活力の再生等に係る認定計画により取得する不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の21 法附則第11条の4第4項に規定する同条第3項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を当該認定計画に係る事業の用に供することを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(5) 略

2 第51条の規定は、法附則第11条の4第4項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(産業活力の再生等に係る認定計画により取得する不動産の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の22 法附則第11条の4第4項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を当該認定計画に係る事業の用に供したことを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法附則第11条の4第4項の規定による還付をする場合について準用する。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付)

第80条 知事は、前条第1項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、当該事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する地方税法施行規則で定める証票を交付する。

2 略

## 附 則

(認定長期優良住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

(産業活力の再生等に係る認定計画により取得する不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の25 法附則第11条の4第6項に規定する同条第5項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を当該認定計画に係る事業の用に供することを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(5) 略

2 第51条の規定は、法附則第11条の4第6項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(産業活力の再生等に係る認定計画により取得する不動産の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の26 法附則第11条の4第6項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を当該認定計画に係る事業の用に供したことを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法附則第11条の4第6項の規定による還付をする場合について準用する。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付)

第80条 知事は、前条第1項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、当該事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)で定める証票を交付する。

2 略

## 附 則

(認定長期優良住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

29 法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「申告書を」とあるのは「申告書に、当該住宅が法附則第11条第12項に規定する認定長期優良住宅であることを証する書類を添付して、」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。

29 法附則第11条第22項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「申告書を」とあるのは「申告書に、当該住宅が法附則第11条第22項に規定する認定長期優良住宅であることを証する書類を添付して、」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 次項に定めるものを除き、改正後の香川県税条例の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条の4第5項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画（同表第2号の上欄に掲げる計画を除く。）に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を同日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。